

～23 区内に償却資産をお持ちの方へ～



# 1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成29年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	平成29年1月31日(火)

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産  クリック

**償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます**

【問合せ先】江戸川都税事務所 償却資産班 電話(03)3654-2163

## 1月のeLTAX休日運用日のお知らせ

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です。休日でもeLTAXをお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください!


### <eLTAX 1月の休日運用日>


1/21(土)、1/22(日)、1/28(土)、1/29(日) 8時30分～24時

### <eLTAX 通常の利用時間>

平日 8時30分～24時(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

### <利用手續についてのお問い合わせ>

【 ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【 ヘルプデスク】 0570-081459 <sup>ハイシヨク</sup>(左記電話につながらない場合:03-5500-7010)  
平日 9時～17時(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

※ヘルプデスクについても、1月のみ休日対応を実施予定です。  
詳細はホームページをご覧ください。

### <申告内容や納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理班

### ●国税の電子申告・電子納税等については、

e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。

エルタックス

検索



eLTAX イメージキャラクター  
エルレンジャー